

		介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた人で、在宅での生活に支障がないように住宅を改修しようとする人		平成27年7月21日ケアマネ連絡会		
対象者		住宅改修(介護保険)	加賀市住宅リフォーム補助事業		備考	
		改修費用(消費税を含み、ひとりにつき20万円まで)の9割(8割)を保険から給付。複数回にわけて利用することも可。ただし、すでに全額を受給をした者でも、前回制度利用時から介護の必要程度が3段階以上上がった場合、転居の際は再度申請可(長寿課へ対象となるか申請前に要確認)。	100万円を上限額とし、非課税世帯(工事費の9割を補助)と生活保護受給世帯(工事費の10割を補助)が対象。申請額に関係なく、世帯あたり1度限り申請可。介護保険給付優先。住宅改修給付を使い切り、住宅リフォーム補助金のみ申請は可能だが、住宅改修給付分を未申請で住宅リフォーム補助事業のみ申請することは不可。			
申請前		過去に申請済みの場合は既申請額等の確認を行う		対象者の申請可否確認を長寿課に行う。		
申請時 必要書類	1	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 様式あり	1	補助金申請書 市様式第1号(第4条関係)	補助額については記入しないでください	
			2	住宅リフォーム補助事業に係る対象者の世帯・リフォーム内容票 市様式第2号(第6条関係)		
			3	介護保険被保険者証又は身体障害者手帳の写		
	2	住宅改修が必要な理由書 市様式第1号(第4条、第6条関係)	4	住宅改修が必要な理由書 市様式第1号(第4条、第6条関係)		
			5	理学・作業療法士が作成した意見書 様式なし	依頼する理学・作業療法士がいないときには市へ相談事業の申請を行う(第1・3木曜日の午後実施している)	
			6	住宅改修の同意について(対象者(家族用)) 様式あり		
			7	住宅改修の同意について(施行業者) 様式あり		
	3	住宅改修の承諾書 様式あり	8	住宅改修の同意について(住宅所有者用) 様式あり	改修する建物の持主: 家族、アパートの場合は大家等	
	4	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修等にかかる工事経費見積書 様式あり	業者の見積り明細(コピー可)がないときは、市様式の工事経費見積書は材料、工賃等が分かる詳細な記載が必要	9	住宅リフォーム補助事業に係る経費内訳書 市様式第3号(第6条関係)	
			10	工事の見積書 施行業者作成	材料、工賃等が分かる詳細な記載があること 印ありのもの	
	5	工事前と工事予定の平面図 施行業者作成	11	工事前と工事予定の平面図 施行業者作成	段差高、有効幅、手すりの高さ・長さなど生活に支障がある状況を改善する内容がわかるように記載	
	6	改修箇所の工事前のカラー写真(日付入)	12	改修箇所の工事前のカラー写真(日付入)		
完了時 必要書類	1	工事完了届 様式あり	1	補助事業実績報告書 市様式第4号(第13条関係)		
		工事前と工事後の平面図	2	工事前と工事後の平面図	段差高、有効幅、手すりの高さ・長さなど生活に支障がある状況を改善する内容がわかるように記載	
	2	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修等にかかる工事経費の請求明細書 様式あり 又は工事経費の請求明細書等	業者の請求明細(コピー可)がないときは、市様式の工事経費の請求明細には材料、工賃等が分かる詳細な記載が必要	3	工事費請求書の写し	便所、浴室など工事箇所別に明細の記載もしてください 材料と工賃をわけた明細の記載があること 印ありのもの
	3	改修箇所の工事後の写真(日付入)	4	改修箇所の工事後のカラー写真(日付入)	工事前と同様の角度で比較しやすいものが望ましい	
	4	領収書	5	領収書	住宅改修の同時申請時は写し、リフォーム補助のみときは原本 領収書の返却が必要な際でも原本を1度は要提出。確認押印後返却する。	
市からの 支払い	完了届受理後1~2ヶ月後の月末支払い		基本的には住宅改修分と同日の支払い			
注意事項	工事着手後の申請は不可。決定通知が届く前では、いかなる工事も着手不可。 在宅生活を維持するために必要な改修を対象としており、ケアマネジャー等によって必要性が示された種類のみが対象。基本的には新築、増築は否対象。					